○厚生労働省令第七十二号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項及び第二十一条第三項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十八条第二項、第百四十条第三項、第百四十五条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）	（医療独立行政法人管理室並びに政策医療推進官及び調査官）
第十三条　医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。	**第十三条**　医療経営支援課に、医療独立行政法人管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。
2　国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　国立ハンセン病療養所の将来の在り方に係る構想の実現に関すること。	
二　国立ハンセン病療養所の職員の配置等に関すること。	
三　国立ハンセン病療養所の運営に係る企画に関すること。	
四　国立ハンセン病療養所の診療業務等に関すること。	
五　国立ハンセン病療養所の医療機器の配置の企画及び管理に関すること。	
六　国立ハンセン病療養所の医療社会事業、患者の福祉及び医師の充足に関すること。	
七　国立ハンセン病療養所の役務業務及び業務の委託に関すること。	
八　国立ハンセン病療養所に係る経費の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。	
九　国立ハンセン病療養所に係る行政財産及び物品の管理に関すること。	
十　国立ハンセン病療養所の職員に貸与する宿舎に関すること。	
3　国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室に、室長を置く。	
4　医療独立行政法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一・二　（略）	
5　医療独立行政法人支援室に、室長を置く。	
6・7　（略）	
（試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室）	
第十四条　医事課に、試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室を置く。	
2～5　（略）	
6　死因究明等企画調査室は、死体の解剖及び保存に関する事務のうち、死因究明及び身元確認に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	
7　死因究明等企画調査室に、室長を置く。	
（多様な働き方推進室）	
第五十一条　（略）	
2　多様な働き方推進室は、短時間労働者及び有期雇用労働者と通常の労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。	（削る）
（削る）	
3　（略）	3　（略）

（新設）	2　医療独立行政法人管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一・二　（略）
	3　医療独立行政法人管理室に、室長を置く。
	4・5　（略）
	（試験免許室及び医師臨床研修推進室）
	第十四条　医事課に、試験免許室及び医師臨床研修推進室を置く。
	2～5　（略）
（新設）	
（多様な働き方推進室）	
第五十一条　（略）	
2　多様な働き方推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一　期間の定めのある労働契約を締結している労働者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者との均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関すること。	
二　短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関すること。	
3　（略）	3　（略）